

平成30年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
(「指定管理者候補者選定」に係る審査)

- 1 開催日時 平成30年10月19日(金) 10:00～
- 2 開催場所 青森市役所 第三庁舎 1階 会議室
- 3 対象施設 青森市幸畑墓苑
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 横内 修 (企画部理事次長事務取扱)
副委員長 山谷 直大 (総務部理事次長事務取扱)
委員 森 宏之 (青森大学教授)
委員 西村 晴夫 (東北税理士会青森支部税理士)
委員 加福 理美子 (市民部次長兼行政情報センター所長)
委員 柿崎 哲男 (環境部次長)
委員 長谷川 敬 (浪岡事務所次長総務課長事務取扱)
 - (2) 施設所管課(観光課) 課長 横山 明典
主幹 馬場 大士
主査 高坂 健
 - (3) 制度所管課(企画調整課) 主幹 高野 新
主査 吉田 敏和
主査 小笠原 誉史
- 5 案件 「指定管理者候補者選定」に係る審査
- 6 会議概要 応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答の後、指定管理者候補者の選定を行った。
 - (1) 審査結果
 - ①指定管理者候補者
 - ・名称 一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団
 - ・住所 青森市大字雲谷字梨野木63番地
 - ・代表者 理事長 石澤 幸造
 - ②指定期間
平成31年4月1日からの5年間
 - ③選定理由
 - ・応募資格を満たしていること。

- ・「応募団体について」を除いた点数（108.69点）が最低得点（85.5点）以上を獲得していること。
- ・「応募団体について」及び「効率性について」を除いた場合に、普通とした点数及び「財務の健全性」の配点50%の点数の合計（68点）以上の点数（84.57点）を獲得していること。

7 主な質疑内容

（委員） 資料館は3人体制で常時2人配置、その他に経理・庶務の担当2人が定期的に勤務、と資料に記載されているが、どのように行うのか。

（応募団体） 観覧料等の利用料金は配置職員が受領するが、銀行への納付は当財団のモヤヒルズ事業所の経理・庶務担当が交代で行う。その他、経理・庶務2名が所管課への月報作成、支払い業務を担う。

（委員） 複数の施設を管理しているとのことだが、混雑の際に本部からの応援は可能か。

（応募団体） 現状の管理においては、資料館配置スタッフのみで対応できているが、モヤヒルズ事業所内での連携は可能である。

（委員） ボランティアガイドは登録制なのか。育成の流れについても知りたい。また、近年は外国人観光客が増えているが対応はどのように進んでいるか。

（応募団体） ガイドは毎年の加入制を取っている。財団職員と、平成16年のリニューアル当時からベテランガイドが連携し、新規加入者の育成を行っている。当該施設は、外国人観光客の来館が極めて少ない状況が続いており、外国人対応のガイド育成は進んでいない。

（委員） 駐車場は職員も利用すると思うが、除雪は誰が実施するのか。

（応募団体） 駐車場と資料館の進入口は委託業者が実施し、細かい除雪作業については配置スタッフが小型除雪機で実施している。

（委員） 本やDVDの販売は行っているか。

（応募団体） 本は弘前市在住の方の書籍を受託販売、DVDは映画「八甲田山」のドキュメンタリー版を受託販売している。

（委員） 労働環境を整備し、障がい者を雇用できるよう努めていく、とあるが、どのような整備を考えているか。

（応募団体） たとえば、現在、資料館の観覧入場券は手売りだが、券売機を導入すれば障がいのある方でも働きやすい環境になると考えている。

(委員) 観覧入場券販売の機械化は、入場客数に見合っているのか。

(応募団体) 繁忙期と閑散期の差が激しいのが現状である。

(委員) 車椅子を2台用意しているとのことだが、団体客が訪れた場合でも足りているか。

(応募団体) これまでの管理の中で、足りないことはなかった。

(委員) 接客マナーについて、苦情を分析し、以後の対応に繋げる体制はあるか。

(応募団体) 対応が困難な案件については、資料館配置職員からモヤヒルズ事業所と施設所管課へ情報を報告し、対応について検討し、解決してきたところ。

(委員) 職員間での情報共有の仕組みはあるか。

(応募団体) モヤヒルズ事業所は毎月全体会議を行っており、情報を共有し、対応について検討する機会を持っている。

(委員) 仕様書で提案を求めている「収蔵資料を活用した企画展等」については提案無しということよろしいか。

(応募団体) 企画展等については検討していない。

(委員) 雪下ろしについて「主に正面玄関付近」について実施とあるが問題ないか。

(施設所管課) 屋根の構造上、自然に落雪できずにたまる箇所が正面玄関の屋根の周辺であるため、安全面の確保においては問題ない作業内容といえる。

(委員) 事業計画書に記載されている「近隣の保育園の園児による和太鼓演奏のお披露目」は自主事業にあたらぬのか。

(施設所管課) 施設の開放のみの関与であるため、自主事業には当たらないと考える。